

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

○大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

平成17年11月4日

条例第52号

改正 平成22年3月17日条例第9号

平成24年6月25日条例第23号

平成25年9月30日条例第29号

平成26年12月18日条例第30号

平成27年12月18日条例第27号

平成28年3月28日条例第10号

平成28年12月28日条例第28号

平成29年3月15日条例第7号

平成29年12月22日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域への定住促進及び地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、定住促進住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定住促進住宅 定住を促進し、地域振興を図るために市が建設又は買取りを行い、市民に賃貸する住宅及びその附帯施設をいう。

(2) 共同施設 児童遊園その他定住促進住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

(3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。

(4) 定住促進住宅建替事業 現に存する定住促進住宅を除却し、その存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに定住促進住宅を建設する事業をいう。

(名称及び位置)

第3条 定住促進住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(入居者の公募)

第4条 定住促進住宅の入居者は、市長が公募する。

2 前項の公募に当たっては、市長は、定住促進住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公告するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 定住促進住宅建替事業による定住促進住宅の除却

(入居者の資格)

第6条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者で

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

なければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び3月以内に婚姻を予定している者を含む。以下同じ。）があること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) その者の収入が家賃及び共同施設の維持管理費の合計額の2倍以上あること、又は入居後3年以内に2倍以上に達すると見込まれること。

(3) 国税、地方税等を滞納していない者であること。

(4) 長期にわたり居住する意思があり、自治会等の地域活動に積極的に参加できること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居者の申込み及び決定)

第7条 前条に規定する入居者資格のある者で定住促進住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を定住促進住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

(入居者の選考)

第8条 入居者の選考は、市民の中から有識者8人以内をもって構成する入居者選考委員会の意見を聴いて市長が決定するものとする。

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定により入居者を選考するときは、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が定住促進住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第10条 定住促進住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第17条に規定する敷金を納付すること。

2 定住促進住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、定住促進住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、定住促進住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに定住促進住宅の入居可能日を通知しなければならない。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

- 6 定住促進住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から30日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第11条 定住促進住宅の入居者は、当該定住促進住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 定住促進住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き定住促進住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃)

第13条 定住促進住宅の毎月の家賃は、別表第2のとおりとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第14条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対しては、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収を猶予することができる。

(1) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(2) その他前号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第15条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が定住促進住宅を明け渡した日までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月に当たるときは、これらの日の翌日又は28日(28日が日曜日又は土曜日に当たるときは、26日又は27日)をもってその期限とみなす。
- 3 入居者が新たに定住促進住宅に入居した場合又は定住促進住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割により算定した額とする。
- 4 入居者が第28条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

第16条 削除

(敷金)

第17条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 敷金には、利子を付けない。

(修繕費用の負担)

第18条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めたとときは、この限りでない。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の料金

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持又は管理に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第20条 入居者は、定住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、定住促進住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第21条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第22条 入居者が定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第23条 入居者は、定住促進住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第24条 入居者は、定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該定住促進住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第25条 入居者は、定住促進住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該定住促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに定住促進住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(建替事業による明渡請求等)

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

第26条 市長は、定住促進住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、除却しようとする定住促進住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される定住促進住宅への入居)

第27条 定住促進住宅建替事業の施行により除却すべき定住促進住宅の除却前の最終の入居者が、当該建替事業により新たに整備される定住促進住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより入居の申出をしなければならない。

(住宅の検査)

第28条 入居者は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第25条の規定により定住促進住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第29条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。

(5) 第11条、第12条及び第20条から第25条までの規定に違反したとき。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(用途の廃止)

第30条 市長は、定住促進及び地域の活性化に資すると認めるときは、定住促進住宅の用途を廃止し、別に定めるところにより譲渡することができるものとする。

(協力依頼)

第31条 市長は、この条例の規定に基づき、定住促進住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は定住促進住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、それらの者に関する情報の提供をし、又は提供を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第32条 市長は、入居者が詐欺その他不正な行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
(八坂村及び美麻村の編入に伴う経過措置)
- 2 八坂村及び美麻村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、八坂村営住宅設置及び管理に関する条例(平成12年八坂村条例第6号)又は定住促進住宅等の設置及び管理に関する条例(平成12年美麻村条例第33号)(以下これらを「旧両村の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 編入日前に、旧両村の条例の規定に基づき課した、又は課すべきであった家賃及び敷金の取扱いについては、旧両村の条例の例による。
- 4 編入日前に、旧両村の条例に違反した行為に対する罰則の適用については、旧両村の条例の例による。

附 則(平成22年3月17日条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
附 則(平成25年9月30日条例第29号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第30号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第27号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成28年12月28日条例第28号)
この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成29年12月22日条例第26号)
この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年3月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

名称	位置	建設年度	構造	戸数
明野団地	大町市八坂704番地 3	平成9年度	木造平屋建	2戸
		計		2戸
明野集合団地	大町市八坂704番地 3	平成11年度	低層耐火構造	4戸
		計		4戸

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

野平団地	大町市八坂 1 4 8 5 0 番地 1 0 0	平成 9 年度	簡易耐火構造平屋建	2 戸
		平成 1 1 年度	木造平屋建	2 戸
		平成 1 2 年度	木造平屋建	2 戸
		平成 1 3 年度	木造平屋建	2 戸
		平成 2 7 年度	木造二階建	2 戸
		平成 2 8 年度	木造二階建	2 戸
		計		1 2 戸
大門団地	大町市八坂 8 4 7 4 番 地 1 4	平成 1 1 年度	木造平屋建	1 戸
		平成 1 2 年度	木造平屋建	1 戸
		計		2 戸
切久保団地	大町市八坂 8 4 2 0 番 地 1	平成 2 6 年度	木造二階建	2 戸
		計		2 戸
矢下団地	大町市八坂 6 6 1 4 番 地 1	平成 2 6 年度	木造二階建	1 戸
		平成 2 9 年度	木造二階建	2 戸
		計		3 戸
旭団地	大町市美麻 1 8 8 8 8 番地	平成 1 2 年度	低層耐火構造	8 戸
		計		8 戸
川手住宅	大町市美麻 2 0 9 3 9 番地 2 1	昭和 5 1 年度	木造二階建	1 戸
		計		1 戸
桜台団地	大町市美麻 3 3 6 3 番 地	平成 2 5 年度	木造二階建	3 戸
		計		3 戸
湯の海団地	大町市美麻 1 1 2 7 2 番地 1	昭和 5 1 年度	木造平屋建	2 戸
		計		2 戸
新行団地	大町市美麻 8 7 6 6 番 地	平成 2 9 年度	木造二階建	3 戸
		計		3 戸
合計				4 2 戸

別表第 2 (第 1 3 条関係)

名称	建設年度	同居する中学生以下の子の人数による家賃			
		0 人	1 人	2 人	3 人以上
明野団地	平成 9 年度	3 1, 0 0 0 円	2 6, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
明野集合団地	平成 1 1 年度	3 1, 0 0 0 円	2 6, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
野平団地	平成 9 年度	3 1, 0 0 0 円	2 6, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
	平成 1 1 年度	3 6, 0 0 0 円	3 1, 0 0 0 円	2 6, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
	平成 1 2 年度	3 6, 0 0 0 円	3 1, 0 0 0 円	2 6, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
	平成 1 3 年度	3 6, 0 0 0 円	3 1, 0 0	2 6, 0 0	2 1, 0 0 0

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例

			0円	0円	円
	平成27年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
	平成28年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
大門団地	平成11年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
	平成12年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
切久保団地	平成26年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
矢下団地	平成26年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
	平成29年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
旭団地	平成12年度	35,000円	30,000円	25,000円	20,000円
川手住宅	昭和51年度	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
桜台団地	平成25年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円
湯の海団地	昭和51年度	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
新行団地	平成29年度	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円

(備考) 「中学生」とは、中学生又はこれに準ずる者をいう。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

○大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年11月4日

規則第30号

改正 平成25年9月30日規則第18号

令和2年3月27日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例（平成17年条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、定住促進住宅入居申込書（様式第1号）に収入状況を説明する書類及び事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(入居許可書の交付)

第3条 市長は、条例第7条第2項の規定により入居者を決定したときは、定住促進住宅入居許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(入居者選考委員会)

第4条 条例第8条の規定による入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(入居の手続等)

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、定住促進住宅入居請書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の収入状況を証明する書類
- (3) 連帯保証人確約書（様式第4号）

- 2 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の資格を有するものでなければならない。
 - (1) 入居決定者と同等以上の収入を有する者
 - (2) 未成年者でない者
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人でない者
- 3 連帯保証人の極度額は、入居時における月額家賃の20月分とする。
- 4 連帯保証人が第2項第1号又は第3号に規定する資格を失ったときは、入居者は、速やかにこれを変更しなければならない。

(世帯員の異動)

第6条 入居者は、現に同居している親族又は条例第11条の規定により市長の承認を得て同居している者に異動が生じたときは、直ちに定住促進住宅同居世帯員異動届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

(家賃の変更)

第7条 同居する中学生以下の子の数に異動があった場合は、条例第13条の規定により家賃を決定し、異動のあった日の翌月から家賃を変更するものとする。

2 市長は、前項の規定により家賃を決定したときは、入居者に対して定住促進住宅家賃決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(家賃の減免等の手続)

第8条 条例第14条の規定により家賃の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、定住促進住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、別表に掲げる基準により、その適否を決定し、定住促進住宅家賃等減免（徴収猶予）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 家賃の減免又は徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日規則第18号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の入居決定に係る手続について適用し、同日前に入居決定に係る手続については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

1 減免の基準

区分	減免すべき場合	減免すべき額及び期間	
		減免額	減免期間
条例第14条第1号の場合	入居者及び同居者全員の収入額の合計から災害により直接受けた損害額で市長が認める額を控除した額が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の基準以下の収入になったとき。	家賃額に2分の1を乗じた額	同一会計年度内で市長が相当と認める期間

備考 減免額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

2 徴収猶予の基準

1に準ずる場合において、徴収猶予すべきものと市長が認めるときは、その都

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

度市長が認める期間とする。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条関係）

受付番号

定住促進住宅入居申込書

年 月 日

大町市長 殿

下記のとおり定住促進住宅の入居を申し込みます。

この記載事項が事実と相違する場合は、入居の申込みを無効とされても異議を申しません。

申込者氏名

_____ ㊟

記

入居希望住宅	団地名・住宅名	住宅番号	
現住所	郵便番号（ — ）		
	電話（ — ）		
	フリガナ氏名	続柄	性別
		生年月日	年齢
		職業	所得額(円)
			収入額(円)
名義人			主たる収入の種類
同居者			給与・事業年金・その他
			給与・事業年金・その他
名義人の勤務先の状況	事業所の名称		
	事業所の所在地	郵便番号（ — ）	
		電話（ — ）	
	雇用形態	常用・臨時	事業所に勤務した日
雇用契約の期間	イ 期間の定めなし ロ 期間の定めあり（期間 月） （イ）期間の変更あり （ロ）期間の変更なし		
現在の住宅の状況	住宅の種類	1 自宅 2 公営・公団団地 3 社宅・寮 4 民間借家・アパート 5 その他	
	住宅の広さ	㎡（ 坪）	家賃（月額） 円
申し込みの理由（具体的に記入してください。）			

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第2号（第3条関係）

定住促進住宅入居許可書

第 号
年 月 日

様

大町市長 印

下記の大町市定住促進住宅への入居を許可します。

記

建設年度		構造	
所在地	大町市		
団地・住宅名			
住宅番号			
入居決定日	年 月 日		
入居の手続き	入居決定日から10日以内		
家賃	月額		円（入居時）
敷金			円

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第3号（第5条関係）

定住促進住宅入居請書

年 月 日

大町市長 殿

住 宅 所 在 地			
団 地 ・ 住 宅 名			
住 宅 番 号			
住宅入居時の月額家賃			
住 宅 敷 金			
極 度 額	円(入居時の月額家賃の20月分)		
<p>私は、このたび上記住宅の使用許可を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例及び施行規則、その他関係法令並びに市長の指示する事項を遵守し、家賃を納期限までに納入し、住宅を正常な状態で使用及び管理します。</p> <p>また、連帯保証人は、入居者が家賃を滞納したとき、又は入居者の責めに帰すべき事由により、市に損害を与えたときは、連帯して責務を負うことを承諾します。</p> <p>つきましては、大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例第10条第1項第1号の規定により、連帯保証人と連署のうえ本書を提出します。</p>			
住宅入居者	本 籍		
	現 住 所		
	氏 名	印	
	生年月日	電話番号	
連帯保証人	本 籍		
	現 住 所		
	氏 名	印	入居者との続柄
	生年月日	電話番号	

*連帯保証人に係る必要書類

- 1 印鑑登録証明書
- 2 収入状況を証明する書類
- 3 確約書

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第4号（第5条関係）

連 帯 保 証 人 確 約 書

年 月 日

大町市長 殿

連帯保証人

印

私は、 団地（住宅） 号室に入居する の連帯保証人として、次の事項につき責務を負うことを確約します。

- 1 入居者が何らかの事情により家賃を滞納した場合は、市の入居者に対する督促に協力するとともに、本人から納入がないときには、代わりに納入します。
- 2 入居者が市に無断で退去した場合は、入居者の代わりに住宅の修繕等を実施するほか、置去品等については責任をもって引き取ります。
- 3 入居者が大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例及び大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則に違反し、市又は近隣の居住者に著しく迷惑をかけた場合は、必要に応じ市と協力のうえ、解決を図るとともに、損害が生じた場合は、その補償を行います。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第5号（第6条関係）

受付番号

定住促進住宅同居世帯員異動届

年 月 日

大町市長 殿

入居者氏名

印

次のとおり定住促進住宅の同居世帯に異動があったので、大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

入居住宅	団地・住宅名						
	住宅番号						
異動のあった同居親族	フリガナ 氏名	入居者との続柄	生年月日	年齢	職業	異動年月日	異動事由

添付書類 異動後の全世帯員記載の住民票

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 宅 名
入居者氏名 様

大町市長 印

定住促進住宅家賃決定通知書

下記のとおり家賃月額を決定しましたので、大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

家賃月額

家賃月額	円
適用開始年月日	年 月 日

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第7号（第8条関係）

定住促進住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

大町市長 殿

定住促進住宅
住 宅 番 号
入居者氏名

㊦

下記理由により家賃を減免（徴収猶予）してください。

1 減免（徴収猶予）を受けようとする理由

2 世帯の状況

	氏 名	続柄	生年月日	職業	所得額(円)	扶養控除額							
					収入額(円)	控配	扶養	老人	障害	特障	寡婦	特定	
名義人		本人			-----								
同 居 者					-----								

計	人				-----	人	人	人	人	人	人	人	

3 損害額の状況

区分	項 目	損 害 の 状 況	損害額
不動産			
動 産			
計			

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第8号（第8条関係）

定住促進住宅家賃等減免（徴収猶予）決定通知書

第 号
年 月 日

定住促進住宅
住 宅 番 号
入 居 者 氏 名 様

大町市長 印

年 月 日付で申請のありました大町市定住促進住宅家賃の減免（徴収猶予）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減免

家賃額（月額）	減免額（月額）	減免後の額（月額）
円	円	円
減免期限	年 月 日 から 年 月 日まで	

2 徴収猶予

年 月 日まで

3 収入、同居親族等に変動が生じた場合及び減免事由が消滅した場合は、速やかに書面で申し出ること。

大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）